

社会福祉法人京都紫明福祉会  
役員等報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人京都紫明福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員に対する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という。）について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(役員に対する報酬の総額)

第2条 役員に対する報酬の総額は、各年度20万円以内とする。

(支給金額等)

第3条 役員及び評議員に支給する報酬等は、別表のとおりとする。ただし、法人が経営する施設の職員が理事に就任している場合、報酬等は支給しない。

2 役員及び評議員が法人、施設の用務で出張した場合は、法人旅費規程に定める額を支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

別表

(1) 理事

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事会等会議への出席	3,000円 (源泉所得税額控除後)	2,000円
上記の他、法人、施設業務のための出勤	同上	同上

(2) 監事

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事会等会議への出席	3,000円 (源泉所得税額控除後)	2,000円
上記の他、法人、施設業務のための出勤	同上	同上

(3) 評議員

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員会への出席	3,000円 (源泉所得税額控除後)	2,000円
上記の他、法人、施設業務のための出勤	同上	同上

附 則

この規程は、2016年6月2日から施行する。

この規程は、2018年4月1日から施行する。

この規程は、2019年6月26日から施行する。